

平成23年12月31日現在

都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
岐阜	岐阜東部広域的水道整備計画	H17	H39	S62→H6→H17
静岡	大井川地域広域的水道整備計画	H6	H25	S53→H6
	遠州地域	H5	H20	S54→H5
愛知	愛知地域広域的水道整備計画	H18	H27	S55→H1→H11→H17→H18
三重	北部広域圏広域的水道整備計画	H19	H30	S62→H4→H9→H19
	西部広域圏	H9	H30	
	南部広域圏	H22	H32	S52→S58→S63→H22
滋賀	湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画	H22	H27	S52→H7→H22
京都	京都南部地域広域的水道整備計画	S60	H12	
大阪	大阪府広域的水道整備計画	H22	H27	S55→H2→H12→H18→H22
兵庫	南部地域広域的水道整備計画 (瀬戸内東南部地域と淡路地域を統合)	H11	H27	S54 H1 } →H11
奈良	奈良県北部地域広域的水道整備計画	H12	H41	S58→H12
島根	東部地域広域的水道整備計画	H4	H25	
	中部地域	S54	H12	
岡山	岡山県広域的水道整備計画	H17	H27	S60→H3→H14→H16→H17
広島	広島圏域広域的水道整備計画	S56	H7	S52→S56
	備後圏域	H3	H22	S57→H3
山口	東部圏域広域的水道整備計画 (柳井・大島ブロック)	S60	H22	
	東部圏域広域的水道整備計画 (光ブロック)	H2	H22	廃止 (H22)
	山口・小郡地域広域的水道整備計画	S53	H7	廃止 (H22)
香川	香川県広域的水道整備計画	H10	H22	S55→H10
愛媛	宇和島市外1市8町広域的水道整備計画	S54	H12	S53→S54
	松山市外2市5町	H5	H22	廃止 (H21)
福岡	福岡地域広域的水道整備計画	H18	H32	S55→H9→H18
	筑後地域	H14	H32	S57→H14
	田川地域	H2	H17	
	京築地域	H2	H17	
佐賀	広域的水道整備計画(佐賀東部水道広域圏)	S51	H7	
	佐賀西部地域広域的水道整備計画	H14	H28	S60→H14
長崎	長崎県南部広域的水道整備計画	H11	H27	
熊本	環不知火海圏域広域的水道整備計画	H9	H25	

(36道府県、68地域で策定 ※廃止された計画は含まない)

: 目標年度に到達又は超過した計画 (23道府県、41地域)

【2-3】水道整備基本構想等の策定及び改定状況について

平成23年12月31日現在

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
北海道	北海道水道ビジョン ★	S 2 2	H 4 2	S53→S61→H22
青 森	青森県水道整備基本構想	H 1 3	H 3 5	S53→S54→S56→H13
岩 手	岩手県水道整備基本構想 ★	H 2 1	H 4 0	S57→S63→H13→H21
宮 城	南部水道広域圏	S 5 1	H 7	
	北部水道広域圏（石巻ブロック）	S 5 5	H 1 2	
秋 田	秋田県水道整備基本構想 ★	H 2 0	H 3 2	H4→H20
山 形	水道整備基本構想	S 5 3	H 1 7	
福 島	福島県水道整備基本構想2005 ★	H 1 7	H 3 1	S52→S56→H5→H17
茨 城	茨城県水道整備基本構想21	H 1 3	H 3 2	
栃 木	栃木県水道整備基本構想	S 5 8	H 1 2	
群 馬	群馬県水道整備基本構想	S 5 2	H 7	
埼 玉	埼玉県水道整備基本構想 ★	H 2 2	H 4 2	S51→S61→H15→H22
千 葉	広域的整備基本構想	S 5 2	H 1 7	
神奈川	神奈川県水道整備基本構想	H 1 2	H 2 7	S55→H12
新 潟	新潟県水道整備基本構想	S 5 2	H 1 7	
富 山	富山県水道整備基本構想	S 5 7	H 1 2	
石 川	石川県水道整備基本構想	H 1 2	H 2 7	S54→S62→H12
福 井	福井県水道整備基本構想	S 5 5	H 1 7	
山 梨	山梨県水道整備基本構想	S 5 4	H 1 2	
長 野	長野県水道整備基本構想	S 5 4	—	
岐 阜	岐阜県水道整備基本構想	H 1 8	H 3 9	S55→H4→H18
静 岡	静岡県水道整備基本構想	S 5 2	H 7	
愛 知	愛知県水道整備基本構想	H 1 8	H 3 2	S55→H1→H11→H18
三 重	三重県水道整備基本構想	H 4	H 2 2	S52→S59→H4
滋 賀	滋賀県水道整備基本構想	H 7	H 2 7	S51→H7
京 都	京都府水道整備基本構想	S 5 5	H 1 2	
大 阪	大阪府水道整備基本構想	H 2	H 2 5	S54→H2
兵 庫	兵庫県水道整備基本構想	H 1 1	H 2 7	S53→H11
奈 良	奈良県水道整備基本構想	H 1 2	H 4 1	S58→H12
和歌山	和歌山県水道整備基本構想	S 6 0	H 1 7	
鳥 取	鳥取県水道整備基本構想	H 2	H 2 2	
島 根	島根県水道整備基本構想	H 1	H 2 2	S54→H1
岡 山	岡山県水道整備基本構想	H 1 4	H 3 7	S60→H7→H14
広 島	広島県水道整備基本構想（第2次）★	H 2 2	H 3 2	S52→H13→H22
山 口	山口県水道整備基本構想	S 6 0	H 1 7	
徳 島	徳島県水道整備基本構想	H 1 3	H 2 7	H2→H13
香 川	香川県水道整備基本構想	H 1 0	H 2 8	S55→H10
愛 媛	愛媛県水道整備基本構想	H 5	H 2 2	S53→H5
高 知	高知県水道整備基本構想	H 6 1	H 1 7	

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
福岡	福岡県水道整備基本構想	H 2	H 2 0	S53→H2
佐賀	広域的水道整備計画（佐賀東部水道広域圏）	S 5 1	H 7	
長崎	ながさき21水ビジョン ★	H 2 3	H 3 7	S59→H7→H23
熊本	熊本県水道整備基本構想	H 9	H 2 5	S56→H9
宮崎	宮崎県水道整備基本構想	S 5 6	H 1 2	
沖縄	沖縄県水道整備基本構想	H 3	H 2 2	S59→H3

(44 道府県 45 構想)

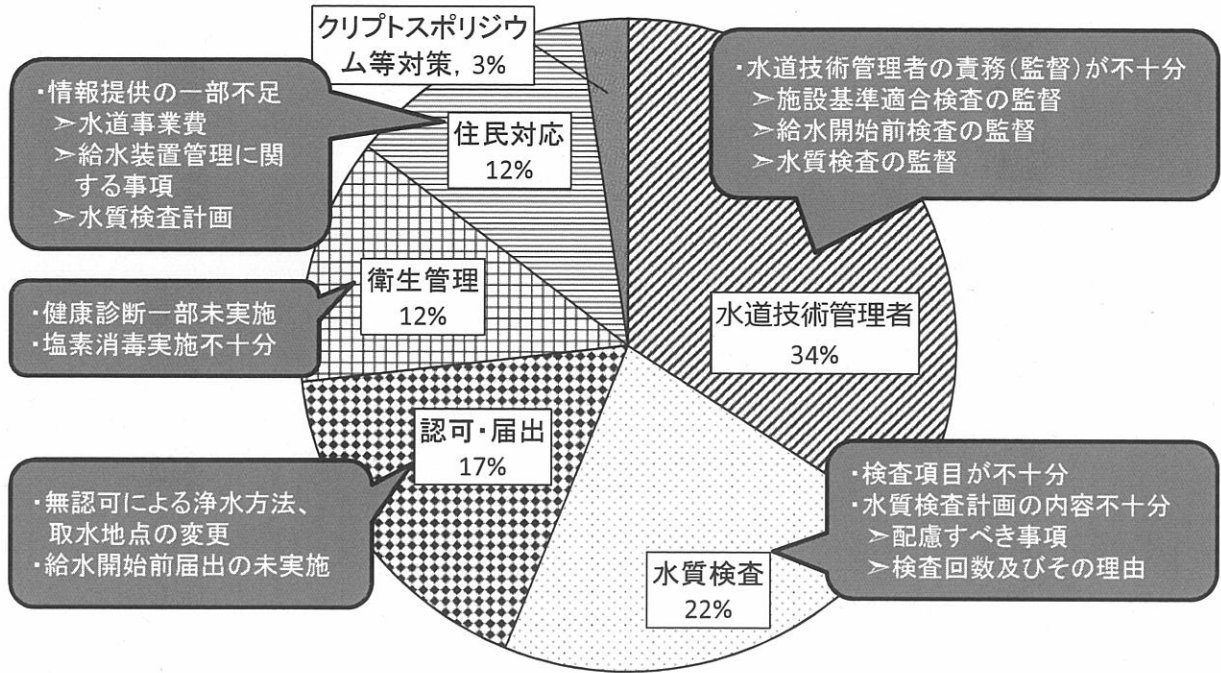
■ : 目標年度に到達又は超過した構想 (23 道府県 24 構想)

★ : 都道府県版地域水道ビジョンとして位置づけられているもの (7 構想)

都道府県の策定する水道整備基本構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討と言った地域水道ビジョンに記載すべき事項を追加し、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直すことが望ましいとされています。(平成20年7月の水道課長通知)

【2-4】 水道法39条に基づく立入検査結果の概要 (平成22年度)

検査対象は厚生労働大臣認可の水道事業者・水道用水供給事業者。
 数字は検査において法令不適合事項が認められ、文書指摘による改善指導を行った割合。
 平成22年度は49事業者へ検査を実施し、23事業者へ対し合計41件の文書指摘を行った。



【2-4】水道事業者等に対する指導状況

平成23年度 厚生労働大臣認可水道事業等立入検査実施状況

都道府県		指導対象事業数 (※平成23年12月末現在)			立入検査事業数 (※平成24年3月末予定)		
		上水道	用水供給	計	上水道	用水供給	計
01	北海道	0	0	0	0	0	0
02	青森県	4	1	5	0	0	0
03	岩手県	5	2	7	0	0	0
04	宮城県	10	2	12	0	0	0
05	秋田県	4	0	4	0	0	0
06	山形県	5	3	8	0	0	0
07	福島県	9	2	11	0	0	0
08	茨城県	15	4	19	0	0	0
09	栃木県	10	2	12	0	0	0
10	群馬県	9	4	13	0	0	0
11	埼玉県	37	1	38	2	0	2
12	千葉県	22	6	28	0	0	0
13	東京都	1	0	1	0	0	0
14	神奈川県	8	1	9	0	0	0
15	新潟県	10	3	13	0	0	0
16	富山県	4	4	8	0	0	0
17	石川県	6	1	7	1	0	1
18	福井県	4	2	6	0	1	1
19	山梨県	3	1	4	0	0	0
20	長野県	9	2	11	0	0	0
21	岐阜県	7	1	8	0	0	0
22	静岡県	12	4	16	0	0	0
23	愛知県	32	1	33	0	0	0
24	三重県	9	2	11	0	0	0
25	滋賀県	11	1	12	0	0	0
26	京都府	10	1	11	0	0	0
27	大阪府	34	1	35	2	0	2
28	兵庫県	18	2	20	0	0	0
29	奈良県	8	1	9	0	0	0
30	和歌山県	3	0	3	0	0	0
31	鳥取県	2	0	2	0	0	0
32	島根県	2	2	4	0	1	1
33	岡山県	6	4	10	0	0	0
34	広島県	7	3	10	0	0	0
35	山口県	9	1	10	0	0	0
36	徳島県	2	0	2	0	0	0
37	香川県	6	1	7	0	0	0
38	愛媛県	4	1	5	0	0	0
39	高知県	1	0	1	0	0	0
40	福岡県	19	3	22	1	0	1
41	佐賀県	5	2	7	1	0	1
42	長崎県	4	1	5	2	0	2
43	熊本県	2	0	2	0	0	0
44	大分県	3	0	3	0	0	0
45	宮崎県	3	0	3	0	0	0
46	鹿児島県	3	0	3	0	0	0
47	沖縄県	9	1	10	0	0	0
合計		406	74	480	9	2	11

上水道:上水道事業 用水供給:水道用水供給事業

【3-1】

水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて (案)

1. はじめに

東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、内閣府原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標が食品衛生法に基づく暫定規制値とされたことを受けて、平成23年3月19日付け健水発0319第1号・第2号厚生労働省健康局水道課長通知及び平成23年3月21日付け健水発0321第1号・第2号厚生労働省健康局水道課長通知により、超過した場合の水道事業者等の対応とともに、水道水中の放射性物質に係る指標等（放射性ヨウ素300Bq/kg（乳児の摂取は100Bq/kg）及び放射性セシウム200Bq/kg）が定められ、都道府県及び水道事業者等に対して通知されている。

厚生労働省では、平成23年4月4日に当面の指標等の取扱い及び今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針を定め、同方針に基づく検査結果を取りまとめて、公表を行っている。

本検討会においては、東電福島第一原発事故以降に集積されたモニタリング結果や本検討会構成員により提供された知見等を踏まえ、水道水への放射性物質の影響メカニズムの検証、水道水中の放射性物質の低減方策、モニタリング結果を踏まえた中長期的な取組等の水道水中の放射性物質対策に係る今後の課題について検討を行い、平成23年6月時点の知見の集約として中間取りまとめを行っている。

その後、厚生労働省では、同中間取りまとめに基づいて、モニタリング方針を見直すとともに、平成23年10月に水道水中の放射能測定マニュアルをとりまとめるなど、モニタリング結果の公表と合わせて水道水の安全性確保に万全を期しているところである。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会において、内閣府食品安全委員会からの答申を踏まえて、飲料水を含む食品の経口摂取による内部被ばくを許容できる線量以下に管理するための新たな基準値を定めることとされた。水道水についても指標等を見直して新たな目標を設定するとともに、モニタリング方法及び目標値超過時の措置等について検討するものである。

なお、水道水の新たな目標は、食品衛生法に基づく飲料水の基準値との整合を図るとともに、平成23年3月以降の水道水中の放射能のモニタリング実績を踏まえ、水道施設における管理の可能性を考慮して設定するものとする。

また、本検討会においては、水中の放射能濃度の単位表記について、Bq/kgをBq/Lと同等と扱う。

2. 食品中の基準値等に係る動向

東電福島第一原発事故の発生に伴い、厚生労働省では原子力災害対策本部との協議の上原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法に基づく暫定